令和6年1月4日 「建設発生土民間受入施設登録申請及び審査要領」 改定要旨 (うち、太字が主な改定ポイント)

1 目的

- ・要領の目的について、本要領を用いて審査を行った上で「民間受入施設一覧表」に登録し、 県発注工事の残土処分地の候補とすることと明記した。
- ・登録対象を「ストックヤード」「残土処分場」とし、それぞれを定義しなおした。
- ・「一時仮置場」を定義づけた上で、登録対象でないことをここに明記した。
- ・県発注工事では「民間受入施設一覧表」に登録のない処分地には「受入料金」として費用を支出できないことを明記した(民間事業者が本登録を行う目的であり、また問い合わせ、誤解が多いことからここに明記)。

2 登録申請

- ・文章の構成を整理した。
- ・(1)登録申請を必要としない施設 を整理し、1)地方公共団体が直接管理運営する施設 を加えた。
- ・(2)登録申請を必要とする施設 を整理し、地方公共団体から委託を受けて管理を行っている施設の手続きを簡素化することを追記した(以下、要領2(2)なお書き施設という)。
- ・登録申請を必要とする施設として、(1)の施設から委託を受けて管理を引き継ぐ場合について記載した。
- ・(3)を新設し、登録申請の前提(必須)条件を明記した。ストックヤードについては、 開発協議が不要であれば必要ないこと、国の「建設発生土の搬出先計画制度」に対応した施 設という要件を追加した。
- ・(5)①②で、上記前提条件に関する箇所を修正した。
- ・(5) ①②で受入料金の徴収条件を整理、修正した。残土処分場の受入料金に係り、令和4年に整理した内容を②に反映した。
- ・(5) ③を新設し、採石場の砕石跡地で事業を行う場合について、記載の矛盾を修正の上、ここにまとめて記載した。

4 残容量等の報告及び現地パトロール

- ・ストックヤードについて、報告と現地パトロールの回数を年2回に変更した。
- ・国登録ストックヤードである場合の報告時期、提出書類について記載した。
- ・要領2(2)のなお書き施設は、搬入・搬出実績の提出と現地パトロールは不要とした。 (地方公共団体(市町村を想定)から委託を受けた管理者であり、地方公共団体への報告や 団体からのチェックが行われているため)

5 継続登録申請

・継続申請時期を「登録期間最終日の2ヶ月前までに」に変更した。

6 受入が完了した施設の届出

- ・ストックヤードについて、完了の条件に「搬入した土砂がすべて搬出されていること」を 追加した。
- ・施設の受入停止時期が決まった時点で速やかに連絡を行うことを追記した。

様式の変更

- ・申請書類一覧表、(別紙) 要件審査書類一覧表 の改定
- ・様式4について、「資産に関する調書」を削除し、直近に作成した「貸借対照表」を添付することとした。
- ・様式5について10(資源有効利用促進法省令の遵守)を追加した。
- ・様式6について、ストックヤードは3の記載不要とした。
- ・様式7について、ストックヤードの残容量報告時期・回数を残土処理場と同じとした。また(国登録ストックヤードの場合)を追加した。
- ・様式 1 1 について、要領 2 (2) のなお書き施設は、様式 1 2 の受入・搬出実績表の提出不要を追記した。
- ・様式12を、「受入実績表」「搬出実績表(ストックヤード)」の2枚に分けた。

改定前

改定後

1 目的

(追加) 県が発注する建設工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう)に伴って発生する建設発生土の有効利用と適正処理を推進することを目的とし、適正かつ安全な建設発生土の民間常設ストックヤード(※ 1)及び民間常設受入施設(※ 2)(以下「民間受入施設」という)を、指定処分地の候補として「島根県建設発生土常設受入施設一覧表」(以下「受入施設一覧表」という)に登録することとする。 (新設)

- (※1) <u>民間常設</u>ストックヤードとは、建設発生土を受入れ、<u>埋土等により跡地利用において有効利用されるとともに、</u>受入土砂を再利用土として搬出できる機能を持つ民間の<u>有料</u>常設施設を指す。
- (※2) <u>民間常設受入施設</u>とは、建設発生土を受入れ、埋土等により跡地利用において有効利用される民間の有料常設施設を指す。

(新設)

2 民間受入施設の登録申請

島根県各県土整備事務所(局)(以下「地方機関」という)が、適正かつ安全な建設発生土の民間受入施設を、指定処分地の候補として受入施設一覧表に登録するにあたり、登録を受けようとする者(以下「事業者」といい、個人、協同組合、協会、共同企業体、法人を指す)は、登録申請書を提出するものとする。登録申請書には下記(4)の要件を満たすことを証明する書類(別添:「建設発生土民間受入施設登録に係る申請者要件審査書類一覧表」(以下「要件審査書類一覧表」という)で示す書類)及び、事業計画内容等を記載した、建設発生土の民間受入施設としての登録に必要な書類(別添:「建設発生土民間受入施設登録申請書類一覧表」(以下「登録申請書類一覧表」という)で示す書類)を添付し民間受入施設の所在する各地方機関の長へ提出する。

1 目的

本要領は、県が発注する建設工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第2条第1項に規定する建設工事をいう)に伴って発生する建設発生土の有効利用と適正処理を推進するため、常時受入が可能な民間受入施設について、適正かつ安全であるか審査を行った上で「島根県建設発生土民間受入施設一覧表」(以下「民間受入施設一覧表」という)に登録し、県発注工事の残土処分地の候補とすることを目的とする。登録対象は、ストックヤード(※1)及び残土処理場(※2)とし、工事間利用に伴う一時仮置場(※3)は、登録対象としない。

登録にあたり、施設の営利・非営利(有料か無償受入か)は問わない。

なお、県発注工事の残土処分にあたり、「民間受入施設一覧表」に登録のない処分地には「受入料金」としては費用を支出できない(※4)。その上で「民間受入施設一覧表」に登録希望の施設が受入料金を徴収する計画である場合は要件を付し(2.登録申請(5)登録基準 1)事業計画審査基準⑪⑫)、審査を行った上で認める。

(※1)<u>(削る)</u>ストックヤードとは、建設発生土を受入れ、<u>(削る)</u>受入土砂を再利用土として搬出できる機能を持つ民間の常設施設を指す。

(※2)(削る) 残土処理場とは、建設発生土を受入れ、埋土等を行う民間の常設施設を指す。

(※3) 工事間利用に伴う一時仮置場とは、搬出先工事が確定しており、その工事現場へ搬出開始するまでの期間のみ一時的に建設発生土を仮置きする場所を指す。

(※4)「島根県建設副産物処理要領」(参考様式)発注者が指定する処分地チェックリスト【経済比較について】 並びに「建設副産物処理に係る発注者の手引き(島根県土木部技術管理課)」7(1)建設発生土【建設発生土に関する解説】(8)⑨を参照のこと

2 (削る)登録申請

(削る)登録を受けようとする者(以下「事業者」といい、個人、協同組合、協会、共同企業体、法人を指す)は、別添「建設発生土民間受入施設登録申請書類一覧表」に示した必要書類を、民間受入施設の所在する島根県各県土整備事務所(局)(以下「地方機関」という)の長へ提出する。

(1)登録の対象

受入料金を徴する民間受入施設で、「島根県土地利用対策要綱」(昭和 60 年 4 月 1 日島根県告示第 330 号)(以下「県土地要綱」という)第2条第1項(1)に該当し、第6条に規定する開発協議を行い、第8条に規定する土地利用調整会議を経て必要な許可等を得た、若しくは許可を得る見込みが確実である民間受入施設を本登録制度の対象とする。

但し、公共事業の動向並びに既存登録受入施設の残容量等により、新たに登録をしない場合もある。

(2) 登録申請を必要としない受入施設

(新設)

1) 地方公共団体が出資し、民法 34 条に基づき設立され、主務官庁が許可した社団法人または財団法人が、事業計画について「県土地要綱」第6条に規定する開発協議を行い、第8条に規定する土地利用調整会議を経て必要な許可を受け、直接管理運営する受入施設。また、工事間利用として扱う場合も、本要領においては登録しない。

(3) 登録申請を必要とする受入施設

2) 上記(2) 以外の受入施設。

なお、地方公共団体が事業者であっても、管理運営を民間で行っている受入施設は、<u>(追</u>加) 本要領に基づく登録申請を必要とする。(追加)

(新設)

(削る)

- (1) 登録申請を必要としない施設
- 1) 地方公共団体が、直接管理運営する施設
- 2) 地方公共団体が出資し、民法 34 条に基づき設立され、主務官庁が許可した社団法人または財団法人が(削る)直接管理運営する受入施設。

(削る)

(2) 登録申請を必要とする(削る)施設

上記(1)以外の施設。

なお、地方公共団体が事業者であっても、管理運営を民間で行っている受入施設は、一部手続きを 簡素化の上、本要領に基づく登録申請を必要とする。また、上記(1)の団体から管理を引き継いだ 上で、地方公共団体から委託等を受けて管理運営を行う場合は、継続登録申請に準じて手続を行う。

(3) 登録の前提要件

残土処理場にあっては、「島根県土地利用対策要綱」(昭和 60 年 4 月 1 日島根県告示第 330 号) (以下「県土地要綱」という)第2条第1項(1)に該当し、第6条に規定する開発協議を行い、第8条に規定する土地利用調整会議を経て必要な許可等を得た、若しくは許可を得る見込みが確実な施設であること。

ストックヤードであって、上記開発協議等が必要である場合は残土処理場と同様とする。加えて、 下記のいずれかであること。

- 1) 国登録ストックヤードであること
- 2) 国登録ストックヤードでない場合、省令(※)の対象となる建設発生土を搬入した場合は区分管理を確実に行うとともに、搬出の前にその量と搬出先を、搬入元(建設発生土を搬入した元請業者)に速やかに通知する体制を整えていること
- (※)建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成三年度建設省令第二十号)により、契約単位で500m³以上の搬出を計画する工事の建設発生土を搬入する場合

- (4) 事業者等の要件
- 1) 事業者等の要件
- ①<u>(追記)</u>事業者と工事施行者、管理者が異なる場合は、事業者が代表して事業計画の履行の補償をするものであることを(追記)証明すること。

 $(2)\sim(3)$

(略)

- (5) 登録基準
- 1) 事業計画審查基準

登録申請書が適正に表現され、事業計画が必要事項を満足し、必要書類が添付されていること。

①県土地要綱に基づく開発協議が実施され開発協議通知書の指導事項への対応がなされていること。(追加)

(略)

(新設)

 $(2)\sim(7)$

(略)

⑧確約書(様式5)により以下の項目が確約されること

(略)

(新設)

⑨計画審査にあたっては、(略)

(新設)

⑩受入料金は次のとおりとする。

- ●土地造成については無料とする。なお、開発協議書における開発協議の概要の如何にかかわらず、受入料金の設定上、次の場合は土地造成として取り扱う。
- イ 公道に接していて、残土受入後、容易に転用できると判断される場合
- ロ 周辺の宅地化が進んでおり、容易に宅地になると判断される場合

- (4) 事業者等の要件
- 1) 事業者等の要件
- ①事業者とは、本要領に規定する申請・報告を行う者であり、事業者と工事施行者、管理者が異なる場合は、事業者が代表して事業計画の履行の補償をするものであることを(様式5)の提出により 証明すること。

 $(2)\sim(3)$

(略)

- (5) 登録基準
 - 1) 事業計画審査基準

登録申請書が適正に表現され、事業計画が必要事項を満足し、必要書類が添付されていること。

①県土地要綱に基づく開発協議が実施され開発協議通知書の指導事項への対応がなされていること (ストックヤードの場合は、開発協議が必要な場合)。

(略)

- ②ストックヤードの場合は、登録の前提要件(本要領2(3))に該当していること。
- <国登録ストックヤードの場合>
- ●国へ提出した登録申請書類一式(写し)の添付
- ●国からの登録通知(写し)の添付
- ●ストックヤード登録票(写真)の添付
- <国登録ストックヤードでない場合>
- ■区分管理の計画(図面等)
- ●搬入元への通知体制
- $(3)\sim(8)$

(略)

9確約書(様式5)により以下の項目が確約されること

(略)

- ●ストックヤードの場合、事業完了時に、搬入された土砂がすべて搬出されていること。
- 10計画審査にあたっては、(略)
- ⑪ストックヤードにおいては、必要経費等(運営費、維持管理経費、防災・環境対策の経費等)を受 入料金として徴収することができる。
- ②残土処理場においては、以下のイ、ロの両方を満たす場合には、必要経費等(運営費、維持管理経費、防災・環境対策等の経費等)を受入料金として徴収することができる。
- イ 計画地が都市計画区域内の市街化区域または人口集中地区 (DID)、準人口集中地区のいずれにも あたらない場合。
- ロ 立地条件等により、宅地化等の可能性が低いと判断される場合。

●土地造成以外は、必要経費等(整地作業、積込み作業、防災対策、環境対策等の経費等) を計上することができる。

(追加)

(新設)

2) 現地審查基準

民間受入施設が事業計画と適合し、計画が妥当であること (追加)。

①民間受入施設が次の要件を満足し、問題がないこと。

(略

- ●採石場等の採取跡地に建設発生土を処分していないこと。
- この場合における採石場の採取跡地とは、採石法の許可を受け同法の廃止手続がなされて いない岩石採取場及び砂利採取法の許可を受け同法の廃止手続がなされていない砂利採取 場のことをいう。
- ※採石場等の採取跡地に建設発生土を処分する場合は、無償受入の場合のみであるとともに、 発生土の受入が採石法及び砂利採取法の採取計画と合致していることを確認する必要があ る。

(略)

(6) 民間受入施設の登録申請書

(略)

(7) 民間受入施設の変更登録申請書

民間受入施設の登録申請書の記載事項に変更(面積、容量、事業者要件___等)が発生した 時点で、変更申請書を民間受入施設の所在する各地方機関の長へ提出すること。

なお、<u>(追加)</u>変更申請書<u>は</u>(様式1)<u>(追加)</u>事業者等の要件に関する項目<u>(追加)</u>(様式2、2-2、2-3)<u>の変更に係る様式とし、</u>添付書類は<u>(追加)</u>「登録申請書類一覧表」及び「要件審査一覧表」の変更に係る様式とする。

上記を満たさない場合は、県から事業者への受入料金の支払いが、利益供与(※1)となる可能性があるため、受入料金の徴収を認めない。なお、この場合、開発協議書における土地造成後の利用計画にかかわらず、受入料金の徴収は認めない(※2)。

(※1) 残土処理場が完了した後に、当該地が宅地分譲用地等として販売される場合、事業者は土砂を購入してでも土地造成を行うと想定される。このような可能性のある場所に県が受入料金を支払うと、結果的に民間への利益供与となる恐れがある。この場合は無償受入(官民有効利用)でなければならない。

(※2) 例として事業計画上「植林して森林に戻す」等、利益を生まない計画であっても、記載された計画の実行性を担保するものがない場合はこれに該当する。

③採石場等の採取跡地である場合、採石法または砂利採取法における廃止手続がなされていること。 廃止手続がされていない場合は、ストックヤードは登録できず、残土処理場については、無償受入 かつ発生土の受入計画が、採石法及び砂利採取法の採取計画(採取跡の措置)と合致している場合(※) は登録可とする。

(※) 残土を無償で受け入れ、その残土を使って砕石場等の採取跡の措置を行う場合を指す。

2) 現地審查基準

民間受入施設が事業計画と適合し、計画が妥当であることを確認する。

①民間受入施設が次の要件を満足し、問題がないこと。

(略

●採石場等の採取跡地である場合、ストックヤードにあっては、採取跡の措置が適切になされていること。

(削る)

(略)

(6)(削る)登録申請書

(略)

(7)(削る)変更登録申請書

民間受入施設の登録申請書の記載事項に変更(面積、容量、事業者要件、受入料金に関すること等)が発生した時点で、変更申請書を民間受入施設の所在する各地方機関の長へ提出すること。

なお、変更時は、変更申請書(様式1)を提出する。事業者等の要件に関する項目に変更があれば、 該当様式(様式2、2-2、2-3)も提出する。添付書類は変更箇所について提出することとし、「登 録申請書類一覧表」及び「要件審査一覧表」による。 (8)(略)

3 民間受入施設の審査及び登録

(1)計画審査及び現地審査(地方機関)

各地方機関は、民間受入施設の登録申請書、変更申請書を受け付けた場合、別紙「建設発生 土民間受入施設の登録に関する判断基準チェックリスト」(以下「チェックリスト」という) 及び現地審査票(様式10)により、速やかに計画審査及び現地審査を行う。

また、提出書類についても、内容(事業者要件・関係許可書等)を審査し、必要に応じて、 事業者の指導を行うとともに現地審査による指導を行うものとする。<u>なお、採石場の採取跡地</u> に残土を処分する場合は、登録の対象としない。

(2)(略)

(3)(略)

(4)(略)

4 登録施設の残容量等の報告及び現地パトロール

(1) 登録施設の残容量等の報告

登録施設の事業者は、受入のみの場合は1月末及び7月末の状況を翌月の7日までに、<u>ストックヤードの場合は奇数月の末の状況を翌月の7日までに、</u>①及び②により、地方機関の長に報告しなければならない。(追加)

①残容量及び搬出可能量(様式11)

②受入・搬出実績(様式12)

(追加)

(2) 登録受入施設のパトロールの実施

各地方機関は、次のとおり所管の登録施設をパトロールし、パトロール調査票(様式10)により適正な受入施設であるかを確認する。不備がある場合には登録の取り消しを含め必要な措置を講ずるものとする。(追加)

①定期パトロール

年2回(原則として2月及び8月(追加))実施する。

- 基本的に、(1)の報告を基にして行う。
- ・<u>(追加)</u> 2月については、管理状況が特に良好でありパトロールが不要であると地方機関の長が認める場合は、省略することができる。(追加)

(8)(略)

3 審査及び登録

(1) 計画審査及び現地審査(地方機関)

各地方機関は、民間受入施設の登録申請書、変更申請書を受け付けた場合、別紙「建設発生土民間受入施設の登録に関する判断基準チェックリスト」(以下「チェックリスト」という)及び現地審査票(様式10)により、速やかに計画審査及び現地審査を行う。

また、提出書類についても、内容(事業者要件・関係許可書等)を審査し、必要に応じて、事業者の 指導を行うとともに現地審査による指導を行うものとする。

- (2)(略)
- (3)(略)
- (4)(略)

4 (削る)残容量等の報告及び現地パトロール

(1)登録施設の残容量等の報告

登録施設の事業者は、(削る) 1月末及び7月末の状況を翌月の7日までに、(国登録ストックヤードの場合は、事業年度末の状況を6月末までに、9月末の状況を翌月の7日までに)①、②及び③により、地方機関の長に報告しなければならない。なお、要領2(2)のなお書き該当施設については、②の提出は不要とする。

①残容量及び搬出可能量(様式11)

②受入・搬出実績(様式12)

③盛土状況の写真(ストックヤードのみ 全景がわかるもの 枚数任意)

④国登録ストックヤードの場合は、国地方整備局に提出した「土砂搬入搬出管理年報」の写し(事業年度末状況の報告時のみ)

(2) 登録受入施設のパトロールの実施

各地方機関は、次のとおり所管の登録施設をパトロールし、パトロール調査票 (様式10) により 適正な受入施設であるかを確認する。不備がある場合には登録の取り消しを含め必要な措置を講ずる ものとする。なお、要領2(2)のなお書き該当施設については、パトロール不要とする。

① 定期パトロール

年2回(原則として2月及び8月。国登録ストックヤードにあっては、 $4\sim7$ 月中及び10月) 実施する。

- 基本的に、(1)の報告を基にして行う。
- ・ **残土処分場**は、2月については、管理状況が特に良好でありパトロールが不要であると地方機関の長が認める場合は、省略することができる。ストックヤードは省略しない。

②臨時パトロール 必要に応じて実施する。

(3) (略)

②臨時パトロール 必要に応じて実施する。

(3) (略)

5 継続登録申請

(1) 継続登録申請

受入施設一覧表に登録されている民間受入施設の事業者は、<u>認定年度から3年目となる年度</u> の1月末に、民間受入施設の登録申請書の記載事項を再確認して、</u>継続申請書を民間受入施設 の所在する各地方機関の長へ提出すること。

なお、継続申請書は(様式1)及び事業者等の要件に関する項目(様式2、2-2、2-3)とし、添付書類は、「<u>(追加)</u>登録申請書類一覧表」及び「<u>(追加)</u>要件審査書類一覧表」による。 (略)

(2)(略)

(3)(略)

(4)(略)

6 受入が完了した民間受入施設の届出

(1) 民間受入施設の受入が完了した場合(事業者)

民間受入施設の受入が完了した時点で、民間受入施設の完了届け(様式6)を民間受入施設の所在する各地方機関の長へ提出すること。

(追加)

(2) 完了届の受理(地方機関)

完了届を受け付けた場合は、速やかに島根県土木部技術管理課へ報告する。 (追加)

(3)(略)

5 継続登録申請

(1) 継続登録申請

受入施設一覧表に登録されている民間受入施設の事業者は、<mark>登録期間最終日の2ヶ月前までに (削</mark>る)継続申請書を民間受入施設の所在する各地方機関の長へ提出すること。

なお、継続申請書は(様式1)及び事業者等の要件に関する項目(様式2、2-2、2-3)とし、添付書類は、「建設発生土民間受入施設登録申請書類一覧表」及び「(別紙) 建設発生土民間受入施設登録申請に係る事業者等の要件審査書類一覧表」による。

(略)

(2)(略)

(3)(略)

(4)(略)

6 受入が完了した(削る)施設の届出

(1) 完了届の提出(事業者)

(削る)受入が完了した時点で、民間受入施設の完了届(様式6)を民間受入施設の所在する各地 方機関の長へ提出すること。

なお、ストックヤードにあっては、完了にあたり、搬入した土砂をすべて適正な場所に搬出すること。

また、受入停止時期が決まった時点で速やかに地方機関の担当者に連絡を行うこと(島根県土木部技術管理課ホームページに掲載の「民間受入施設一覧表」に受入停止予定時期を記載することにより、搬入に係る混乱を避ける必要があるため)。

(2) 完了届の受理(地方機関)

完了届を受け付けた場合は、速やかに島根県土木部技術管理課へ報告すること。

ストックヤードの場合は、搬入した土砂がすべて搬出されていることを現地確認した上で報告を行うこと。

(3)(略)

7 登録施設の途中登録取り消し

(1)即時取消

既登録施設事業者で、申請書類の記載事項に登録判断に影響を及ぼす虚偽の記載があることが判明した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合及び、周辺地域に重大な影響を及ぼす恐れのある安全上等の必要な措置がなされていない事が判明した場合には、即時「受入地一覧表」からの登録を取り消すこととする。

(2) その他の取消

また、パトロール等により、<u>当初の</u>申請書の記載事項<u>の</u>変更届を提出せずに変更していたことが判明した場合及び、<u>軽微な</u>安全上等の必要な措置<u>(追加)</u>がなされていないことが判明した場合、各地方機関<u>(追加)</u>は事業者へ一定期間を設けて是正に必要な勧告若しくは助言を行うものとし、期間内に是正・改善が図られない場合には、「<u>(追加)</u>受入施設一覧表」からの登録を取り消すこととする。

(3)(略)

8 経過措置

(略)

9 その他

- (1)登録にかかる提出書類等の経費については、すべて事業者負担とする。
- (2) 受入料(土地造成以外の場合に限る)は、発注者において見積等により設定する。

7 登録施設の途中登録取り消し

(1) 即時取消

既登録施設事業者で、申請書類の記載事項に登録判断に影響を及ぼす虚偽の記載があることが判明した場合、パトロール等により産業廃棄物の混入が確認された場合及び、周辺地域に重大な影響を及ぼす恐れのある安全上等の必要な措置がなされていない事が判明した場合には、即時「民間受入施設一覧表」からの登録を取り消すこととする。

(2) その他の取消

また、パトロール等により、(削る)申請書の記載事項について変更届を提出せずに変更していたことが判明した場合及び、安全上等の必要な措置(軽微なものに限る)がなされていないことが判明した場合、各地方機関の長は事業者へ一定期間を設けて是正に必要な勧告若しくは助言を行うものとし、期間内に是正・改善が図られない場合には、「民間受入施設一覧表」からの登録を取り消すこととする。

(3)(略)

8 経過措置

(略)

9 その他

- (1) 登録にかかる提出書類等の経費については、すべて事業者負担とする。
- (2) 受入料金は、発注者において見積等により設定する。

改定前	改定後
(別紙)	(別紙)
	建設発生土民間受入施設登録に関する判断基準チェックリスト
1. 事業計画審査	1. 事業計画審査
認定申請に係る書類が整備され必要事項を満足していること。(<u>(追加)</u> □にレでチェックする。)	認定申請に係る書類が整備され必要事項を満足していること。(<mark>不要な事項は見え消しの上、</mark> □にレでチェ
	ックする。)
(1) 事業計画	(1) 事業計画
1) 事業計画	1) 事業計画
①開発協議	①開発協議
_(追加)	□ 開発協議の要否を島根県用地対策課に確認済か。
(略)	(略)
_(追加)	②ストックヤードの前提条件
	<国登録ストックヤードの場合>
	□ 国へ提出した登録申請書一式(写し)の添付があるか。
	□ 国からの登録通知(写し)の添付があるか。
	□ ストックヤード登録票(写真)の添付があるか。
	<国登録でないストックヤードの場合>
	□ 省令の対象となる土砂の区分管理方法は適切か。
	□ 省令の対象となる土砂の搬出にあたり、当該土砂を搬入した元請業者に、搬出先を通知する体制を ★ こているた
() 位 中中)	整えているか。
	③採石場等の跡地を利用する場合
	□ 砕石法、砂利採取法による岩石(砂利)採取廃止届出書(写し)の添付があるか (スト・カマト) ごでない ナス 担合け (グラ)
	(ストックヤードで該当する場合は必須) □ 廃止届提出前の場合、採取計画に定める採取跡の措置と、残土処分の方法が合致しているか(残土
	□ 廃止屈旋山削り場合、採取計画に定める採取跡の指置と、残上処方の方法が合致しているが(残上 処分場の場合)。
	□ 上記の場合、無償受入であるか。
②事業区域	④事業区域
(略)	(略)
③事業費及び資金計画	⑤事業費及び資金計画
●事業費及び資金計画	●事業費及び資金計画
□ 事業費、資金計画、資産の状況が記載され、様式4による詳細な内訳が添付されている	□ (削る)様式4により、事業開始資金とその調達方法が記載されているか。
か。	□ 直近の貸借対照表の写しが添付されているか。
(追加)	□ (削る) 資産の状況から資金面において事業実施が可能であるか。(削る)
□ 様式4の事業費、資金計画、資産の状況から資金面において事業実施が可能であるか。	

④受入施設の構造計画・施設管理	⑥受入施設の構造計画・施設管理
(追加)	●受入施設の整備
	□ 事業開始前に受入施設が整備されているか(搬入土を使って整備する計画は認められない)
●受入施設計画容量	●受入施設計画容量
(略)	(與各)
⑤建設発生土の搬入計画、再利用土の搬出計画	⑦建設発生土の搬入計画、再利用土の搬出計画
(略)	(略)
●受入計画	●受入計画
(略)	(略)
□ 搬入車両計画が記載されているか。	□ 搬入車両計画が記載されているか。
(追加)	□ 受入料金を計上できる要件を満たしているか。
□ 受入価格について、土質区分基準で表現し、内訳を記載しているか。	□ 受入料金について、土質区分基準で表現し、内訳を記載しているか。
□ 受入価格の価格決定根拠が添付されているか。	□ 受入料金の決定根拠が添付されているか。
(略)	(略)
⑥地域住民等の同意状況	⑧地域住民等の同意状況
(略)	(照各)
2) 図面	2) 図面
(略)	(理各)
3) その他	3) その他
(略)	(四各)
(2) 事業者要件	(2) 事業者要件
1) (略)	1) (略)
2) 事業者等(協会、協同組合、共同企業体の場合)	2) 事業者等(協会、協同組合、共同企業体の場合)
●事業者等を構成する個人、法人のうち、本要領2(4)4)法令等の許可による事業者等要	●事業者等を構成する個人、法人のうち、本要領2 (4) 4) 法令等の許可による事業者等要件の適格
件の適格判断に該当しない <u>個人、法人の、</u> 「建設発生土民間受入施設登録申請に係る <u>(追加)</u>	判断に該当しない者がある場合は、その者について「建設発生土民間受入施設登録申請に係る事業者等
申請者要件審査書類一覧表」の必要書類が整備されているか。	の申請者要件審査書類一覧表」の必要書類が整備されているか。
(法人の場合)	(法人の場合)
(略)	(略)
□事業者に本要領(様式3)4号に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並	□事業者に「 <mark>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」6条の10</mark> に規定する使用人がある場合には、
びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が添付されているか。	その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が添付され
	ているか。
(略)	(略)

(個人)

(略)

□事業者に<u>本要領(様式3)4号</u>に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が添付されているか。

(略)

- 3) 事業者等(法人の場合)
- ●事業者等が法人<u>の場合</u>、本要領2(4)4)法令等の許可による事業者等要件の適格判断に 該当しない<u>法人の</u>、「建設発生土民間受入施設登録申請に係る申請者要件審査書類一覧表」の 必要書類が整備されているか。

(略)

□事業者に本要領(様式3)4号に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並 びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が添付されているか。 (略)

- 4) 事業者等(個人の場合)
- ●事業者等が個人<u>の場合</u>、本要領2(4)4)法令等の許可による事業者等要件の適格判断に 該当しない<u>個人の</u>、「建設発生土民間受入施設登録申請に係る<u>(追加)</u>申請者要件審査書類一 覧表」の必要書類が整備されているか。

(略)

□<u>事業者に本要領(様式3)4号</u>に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並 びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が添付されているか。

(略)

2. 現地審査

(略)

3. その他

(略)

(個人)

(略)

□事業者に「**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令**」6条の10に規定する使用人がある場合には、 その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が添付され ているか。

(略)

- 3) 事業者等(法人の場合)
- ●事業者等が法人であって、本要領2 (4) 4) 法令等の許可による事業者等要件の適格判断に該当しない場合は、「建設発生土民間受入施設登録申請に係る事業者等の申請者要件審査書類一覧表」の必要書類が整備されているか。

(略)

□法人に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」6条の10に規定する使用人がある場合には、 その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が添付され ているか。

(略)

- 4) 事業者等(個人の場合)
- ●事業者等が個人であって、本要領2 (4) 4) 法令等の許可による事業者等要件の適格判断に該当しない場合は、「建設発生土民間受入施設登録申請に係る事業者等の申請者要件審査書類一覧表」の必要書類が整備されているか。

(略)

□個人に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」6条の10に規定する使用人がある場合には、 その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書が添付され ているか。

(略)

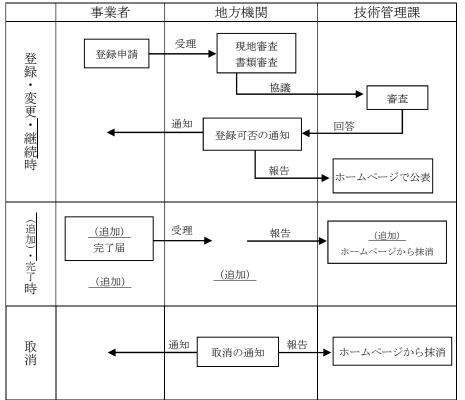
2. 現地審査

(略)

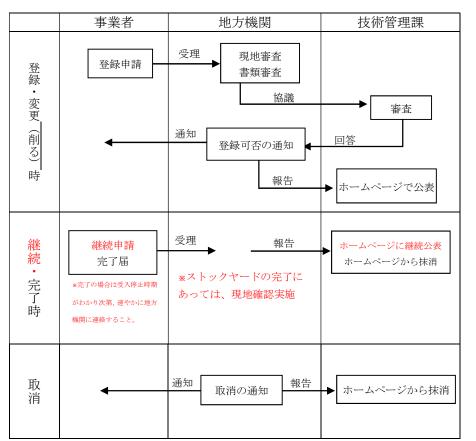
3. その他

(略)

改定前 〈参考〉 手続きフロー



(注)登録申請にあたっては、<u>建設発生土民間受入施設の登録・変更・継続申請書</u>
<u>(様式-1)及び</u>「建設発生土民間受入施設登録申請書類一覧表」<u>(追加)</u>、「建設発生土民間受入施設登録に係る<u>(追加)</u> <u>申請書</u>要件審査書類一覧表」の書類を添付する。



(注)登録申請にあたっては、<u>(削る)</u>「建設発生土民間受入施設登録申請書類一覧表」<mark>に記載の必要書類、「(別紙)</mark>建設発生土民間受入施設登録申請に係る事業者等の(<u>削る)</u>要件審査書類一覧表」<u>に記載</u>の書類を添付する。

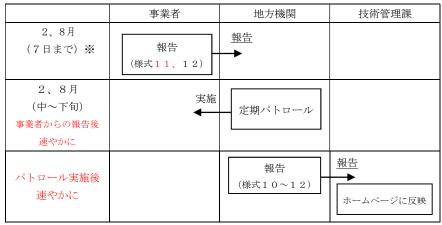
登録中の受入施設残容量等の報告及び定期パトロールの流れ

	事業者	地方機関	技術管理課		
<u>2、4、6、8、10、12</u> 月 (7日まで) ※ <u>1</u>	報告 (様式 <u>10~</u> 12)	報告 <u>→</u>	DSIII II - LIIIV		
2、8月 (中~下旬) <u>(追加)</u>	実施 ◆	定期パトロール			
(追加)		報告 (様式10~12)	→ ホームページに反映		

※1受入のみの施設は2月及び8月、ストックヤードは偶数月に、7日までに報告。

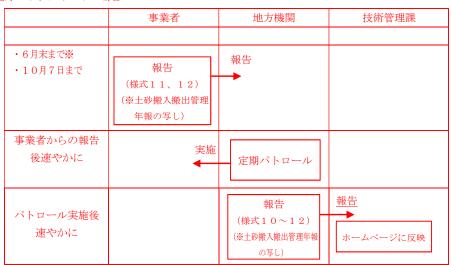
(追加)

登録中の受入施設残容量等の報告及び定期パトロールの流れ



※1月末及び7月末の状況を、翌月の7日までに報告。

国登録ストックヤードの場合



※国登録ストックヤードは、事業年度の終了後3月以内に、国(地方整備局)へ「土砂搬入搬出管理年報」を提出することになっている。これに合わせて、同時期に県地方機関に対しても、年度末までの状況を様式11、12により3月以内に報告し、国へ提出した管理年報の写しを添付する。10月報告時は「土砂搬入搬出管理年報」の添付は不要。

改定前	改定後					
様式1~様式3	様式1~様式3					
(略)	(斑杏)					
様式4	様式 4					
事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類					
内訳	内訳					
事業の開始に要する資金の総額	事業の開始に要する資金の総額					
項目	項目					
(昭各)	(略)					
調達方法	調達方法					
(四各)	(略)					
(追加)	・直近に作成した「貸借対照表」を添付のこと					
	・添付の「貸借対照表」に本表の内容が含まれて (いる ・ 一部いる ・ いない)					
	※一部いる もしくは いない の場合は、該当額が貸借対照表のどこに含まれるか説明すること					
備考	備考					
(照各)	() () () () () () () () () ()					
資産に関する調書	<u>(削る)</u>					
(追加)	<内部用参考>					
	(本文略)					
様式 5						
確約書	確約書					
(昭)	(既各)					
記	記					
$1 \sim 9$	1~9					
(曜各)	(略)					
_(追加)	10 資源有効利用促進法省令(平成三年度建設省令第十九号並びに平成三年度建設省令第二十号)を遵守 します。					

様式 6	様式 6					
建設発生土民間受入施設の完了届	建設発生土民間受入施設の完了届					
(略)	(略)					
記	記					
1~2	1~2					
(略)	(略)					
 3 建設発生土受入施設の要領(追加)	3 建設発生土受入施設の容量 <mark>※</mark>					
4~7	$4\sim7$					
(略)	(略)					
(追加)	※ストックヤードにあっては記載不要					
様式7	様式 7					
休 式	株式 /					
(略)	全					
記	高記 					
『- 『- 『- 『- 』 1. 受入施設の残容量について、毎年2月及び8月の7日までに報告すること。	記 1. 受入施設の残容量について、毎年2月及び8月の7日までに報告すること。					
(ストックヤードの場合は、受入施設の残容量の報告に加え、土質区分(第○種建設発生土)	(ストックヤードの場合は、ストック可能容量の報告に加え、土質区分(第○種建設発生土)ごとの搬出					
ごとの搬出可能土砂量を偶数月の7日までに報告すること。)	可能土砂量を(削る)報告すること。)					
CCVMH11加工が至ら <u>MM/1V/1日よくに</u> 取日/3CC ₀ /	THE THE TOTAL THE PROOF OF THE					
(追加)	(国登録ストックヤードの場合)					
(COVE)	1.受入施設の残容量と土質区分(第○種建設発生土)ごとの搬出可能土砂量を、年2回報告すること(事					
	業完了年度終了後3月以内及び10月7日までに)。					
	3021 F 2017 1 200 1 371 F 30 C C 576					
	2. 事業完了年度終了後3月以内の報告時には、国地方整備局に提出した「土砂搬入搬出管理年報」の写しを添付すること。					
** * ** 7 . 0 †* * ** 0	****					
様式 7 - 2 ~ 様式 8 (略)	様式 7-2~様式 8 (略)					
(単行 <i>)</i>	(中台)					

様式9							様式 9						
	建設発生土民間受入施設登録申請における事業者等の適格化証明について					建設発生土民間受入施設登録申請における事業者等の適格化証明について							
(略)						(略)							
	記									7			
1 (略)	(略)					1 (略)							
	設発生土受入	施設名	00009	线土処理場 <u>(</u>)	追加)_		2 建設	発生土受	入施設名 〇〇	○○残土処理場	(ストックヤード)		
$3 \sim 6$							3~6						
(略)							(略)						
様式 1 (0						様式10						
(略)							(略)						
144-15							144-15 4 4						
様式 1	1			松应 目却 	3-		様式11			· ·	±0.4- 		
(m/z)				残容量報告書	<u> </u>		(m/z)			残谷重	報告書		
(略)				記			(略)			=	a		
$1\sim5$				ĦС			記 1~5						
(略)							(略)						
(40)							(MD)						
(追加))						(5について、容量2(2)のなお書き該当施設は、様式12の提出不要)						
(JE/JI)													
様式12					様式 1 2								
			受	入 <u>・搬出</u> 実績	責表		受入 <u>(削る)</u> 実績表						
 令和 年					令和 年								
受入	L	質	受入量	搬出量	搬入 <u>(出)</u> 者	工事名等	受.	入日	土質	受入量	搬入者	工事名等	
月	目	※ 1	(m³)	<u>(m³)</u>		 2	月	B	※ 1	(m³)			 2
(略)	•						(略)		•			1	
(新設))						搬出実績表(ストックヤード)						
							令和 年						
							受.	入日	土質	搬出量	受入者	工事名等	
							月	В	※ 1	(m³)			 2
							(略)						
							(MI)						